法定相続情報証明制度のご案内

【お知らせ】
令和６年４月１日から、相続登記が義務化される制度がスタートします。

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

平成２９年５月２９日（月）から，全国の登記所（法務局）において，各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで，各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は，各機関で異なりますので，必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

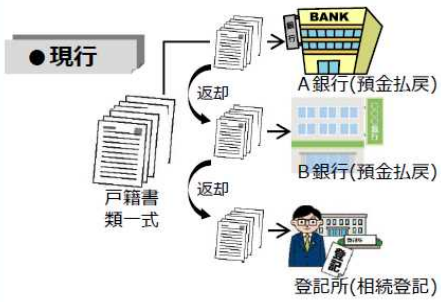

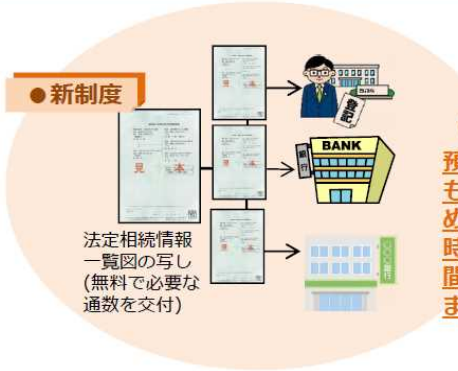

ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ，時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

①-2 法定相続情報一覧図を作成します。

①-3 所定の申出書を記載し，①-1,-2の書類を添付して登記所に申出をします。

ポイント！
時間がなく，戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は，専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，戸除籍謄本等の返却

③ 利用

③ 各種相続手続へお使いください。
（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

（出典：法務局ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）